環境·農水常任委員会 資料4 令和7年(2025年)10月9日 琵琶湖環境部環境政策課

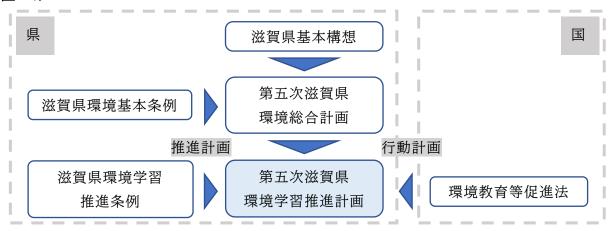
第五次滋賀県環境学習推進計画(原案)について

1 概要

県では、滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成16年3月29日滋賀県条例第28号)に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、滋賀県環境学習推進計画を策定している。

第四次滋賀県環境学習推進計画(以下「現行計画」という。)の計画期間が令和7年度 末で終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の 状況をふまえ、令和8年3月に第五次滋賀県環境学習推進計画(以下「第五次計画」とい う。)を策定する。

2 位置づけ



3 現行計画の状況について

- 「地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、『いのち』がつながる持続可能な社会 づくり」という基本目標のもと、持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進。
- 人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓発のための事業などに全庁的に取り組 み、県民の環境保全行動実施率は過去5年間、8割前後の高い数値で推移。
- しかし、<u>実施率を年代や地域別でみるとばらつきがある</u>ことや、環境学習に関わる各 主体へのヒアリングから、<u>環境学習の現場では依然として課題が残っている</u>ことが判 明。

課題を整理

- (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- (2) 環境学習の担い手の育成 (3) 環境学習に関する情報の発信
- (4) 学校現場等への支援 (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

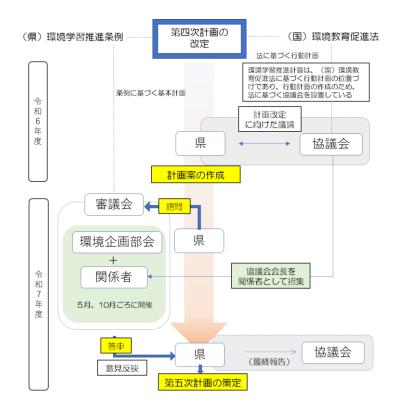
4 これまでの検討状況

令和6年度

・滋賀県環境学習等推進協議会にて、3回(8/28、11/20、3/25)の議論を経て、素案を策定。

令和7年度

- ・滋賀県環境審議会環境企画部会 (5/12、9/8) にて、議論。
- ※この間、議会などでも様々な意 見を頂戴した。



5 6月定例会議(環境・農水常任委員会)以降の主な変更内容

- (1) 本文では満遍なく記載ができているものの、概要版では琵琶湖に関する記載が目立ち、山などでの取組がわかりにくいとの意見をいただいた。また、「石けん運動」と環境学習のつながりを大切にすべきとの意見もいただいたため、構成を大きく修正(概要版)。
- (2) 県民(個人・家庭)が取り組む活動例として、ビワマスの保全再生のために野洲市の家棟川などで取り組まれている「小さな自然再生」の取組を紹介(P.11)。
- (3) 「自然共生サイト」の説明について、令和7年4月から施行された新法「地域生物 多様性増進法」を踏まえた形に更新し、認定箇所数を時点修正(P.14)。

6 今後の策定スケジュール

令和7年10月 常任委員会 報告

11月 県民政策コメント 実施

令和8年2月 滋賀県環境学習等推進協議会、滋賀県環境審議会環境企画部会 最終報告

3月 常任委員会 報告

第五次滋賀県環境学習推進計画 策定

第五次滋賀県環境学習推進計画(原案)概要 【計画期間 令和8年度~令和12年度(5年間)】

計画本文はこちら (URL掲載)



第1章 計画の基本事項

- 「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画であるとともに、「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- 持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要だと整理

MHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態」と定義されており、短期的な幸福 のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

第2章 環境学習の現状と課題

《課題》

- (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- (2) 環境学習の担い手の育成
- (3) 環境学習に関する情報の発信
- (4) 学校現場等への支援
- (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

石けん運動

1977年5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれている「りん」であったことから、県民(特に女性団体や主婦が中心であった)が合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使おうと始まった運動。

石けん運動を発端に広がった動きが、通称「琵琶湖条例」 の施行につながるなど、県民の思いが条例として実を結んだ ことは、本県の環境行政の歴史に残る出来事となっています。



うみのこ

環境美化

びわ活

滋賀の自然環境の特性を活かした 滋賀県ならではの環境学習につながってきた

たんぼのこ

やまのこ

しが木育

第3章 計画のめざすもの

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

第4章 基本方針

- (1) 原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく
- (2) 課題同士とのつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む
- (3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する
- (4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

第5章 重点的な取組

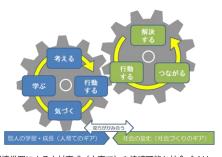
- (1) 環境学習の<u>指導者・リーダー育成</u>
- (2) <u>中間支援機能</u>の充実・強化
- (3) 県内・県外との積極的な情報共有
- (4) 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

第6章 推進体制

- (1) 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進
- (2) 「琵琶湖博物館環境学習センター」での支援
- (3) 分野横断的な施策の展開
- (4) 関係する主体との協働









環境学習による人材育成(人育て)を持続可能な社会づくり につなげていくイメージを「ギアモデル」として表しています

第7章 進行管理

アウトカム指標として、環境保全行動実施率の経年変化を活用。また、環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響を計るため、県政世論調査等の幸福度の経年変化を活用する。 さらに、行動変容を計る指標として、「1人1日当たりのごみの排出量」なども参考とする。 各事業については自己評価を行い、結果の公表を行う。



原案

第五次滋賀県環境学習推進計画



The Fifth Basic Plan for the Promotion of Environmental Learning

令和●年(20●●年) ●月 滋 賀 県

1	第五次滋賀県環境学習推進計画	
2		
3	目次	
4	*** a 3	
5	-	章 計画の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
6	1	計画策定の経緯
7	2	計画の性格
8	3	計画の期間
9	*** 0 7	
10		章 環境学習の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・3
11	1	環境学習をめぐる動き
12	2	滋賀県の環境学習をめぐる課題
13		
14	-	章 計画のめざすもの······6
15	1	基本理念
16	2	基本目標
17		
18	-	章 基本方針8
19	1	基本方針
20	2	環境学習による持続可能な社会づくり
21	3	各主体に期待される活動
22		
23		章 重点的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
24	1	環境学習の指導者育成
25	2	中間支援機能の充実・強化
26	3	県内・県外への積極的な情報発信
27	4	人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討
28		
29	第6章	章 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
30	1	「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進
31	2	「環境学習センター」での支援
32	3	分野横断的な施策の展開
33	4	関係する主体との協働
34		
35	第7章	章 進行管理 ······ 23
36	1	進行管理の考え方
37	2	進行管理の指標
38	3	進行管理の手法
39		
40		

第1章 計画の基本事項

41

59 60

74

75

76

77

78

79

80

42 人類は深刻な環境危機の時代に直面しているといわれています。アントニオ・グデーレス

43 国連事務総長は令和5年7月に「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」

- 44 と語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。また、生物多様性の損失も急
- 45 速に進んでおり、人間活動の影響による、過去50年間の地球上の種の絶滅数は、過去1,000万年
- 46 間の平均値の少なくとも数十倍、あるいは数百倍に達していて、適切な対策を講じなければ、
- 47 今後さらに加速するであろうと指摘されています。
- 48 環境問題は国境がないため、地球上のあらゆる地域で対応する必要があります。滋賀県でも、
- 49 環境問題を自分事としてとらえ、主体的に行動を起こし、身近なところから対処することが、
- 50 滋賀県の豊かな自然環境から受ける恩恵や美しい琵琶湖を次世代に残していくこと、ひいては
- 51 地球規模の課題解決への貢献につながります。このためには、「持続可能な社会づくりに向け
- 52 て、主体的に行動できる」人を育て、人々のウェルビーイング*実現に寄与する環境学習の
- 53 役割が非常に重要になります。
- 54 この計画は、県が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の
- 55 方向性などについて定めるものです。
- 56 *ウェルビーイングとは、WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たさ
- 57 れた状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意
- 58 義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

1 計画策定の経緯 ■

- 61 県は、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚しつ
- 62 つ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確
- 63 保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推進
- 64 条例として平成16年3月に制定しました(同年4月に施行)。
- 65 条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、
- 66 環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資す
- 67 る能力を高めていく教育および学習」と定義されています。
- 68 この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切
- 69 に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う
- 70 環境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」で
- 71 す (平成16年10月策定)。
- 72 今回、第四次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に
- 73 対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

2 計画の性格 -

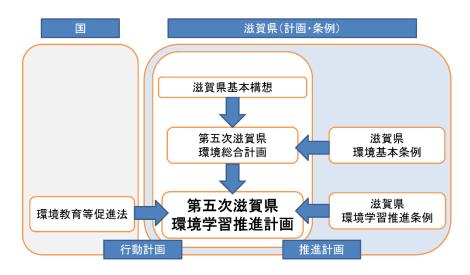
- この計画の性格は次のとおりです。
- (1) 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり 国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- (2) 滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとする県の関連各種計画との整合性を図り、第五次滋賀県環境総合計画の基本的方向性に基

づき策定する分野別計画です。

- (3) 「第四次滋賀県環境学習推進計画」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込んだ計画です。
- (4) 県および環境学習に関わる各主体(県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政など) に期待される施策や行動の指針を示す計画です。
- (5) 環境学習による人材の育成によって持続可能な社会づくりをめざす計画で、SDGsの主に質の高い教育に関するゴール4のターゲット4.7「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」、MLGs(マザーレイクゴールズ)の主にゴール10「地元も流域も学びの場に」に貢献するとともに、すべての目標の達成に資するものです。







91 92

93 94

81

82

83

84

85

86

87

88 89

90

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

■「環境教育」と「環境学習」

環境を学び、考えることに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、より積極的・主体的に「学び、 考える」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

■ 「Education for Sustainable Development (ESD)」

日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、 文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(Think globally, Act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」

本計画では、このESDの視点を取り入れて環境学習を推進することとしています。



1 環境学習をめぐる動き ■

(1) 世界の動き

世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。

地球全体の環境問題に対処していくためには、個人や社会の行動変容が不可欠であり、そのための教育の必要性から生まれたものがESD(持続可能な開発のための教育)です。これまで取り組まれてきた、ESD推進のための世界的な運動である「国連ESDの10年(DESD)」(2005年~2014年)および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015年~2019年)の後継として、2020年~2030年におけるESDの国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」下において、ユネスコ加盟国等がとるべき行動を提示するロードマップが2023年に公表されました。

令和6年12月12日には、第79回国連総会において、滋賀県大津市で第1回世界湖沼会議が開会された昭和59年(1984年)8月27日にちなみ、8月27日が「世界湖沼の日」(World Lake Day) に制定されました。これにより、各国や国際機関が湖沼の重要性を認識し、協働して湖沼および関連する生態系を持続可能な形で維持・保全・再生することなどが期待されます。

(2) 国の動き

令和6年5月21日に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、 現在および将来の国民一人一人のウェルビーイングを最上位の目的に掲げ、環境収容力 を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の 構築を目指すこととしています。

令和6年5月14日には環境教育等促進法第7条に基づく基本方針の変更が閣議決定され、これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや、ICTを活用した学びの実践を学校・地域・企業等の様々な場で推進することや、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ることなどが重要な取組として示されました。

また、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年度から開始しています。令和5、6年度に認定された区域に加え、令和7年4月からは新法「地域生物多様性増進法」に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となります。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が「OECM (Other effective area-based conservation measures)」として国際データベースに登録されます。

環境政策が重視すべき方向性である「環境・経済・社会の統合的な向上」が、環境問題の解決と人々のウェルビーイングの実現につながっていきます。そのためにも、あらゆる資源の活用や、多様な主体の協働の必要性が高まっています。

(3) 滋賀県の動き

県では昭和56年(1981年)に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行1周年を記念して7月1日を「びわ湖の日」と定めました。「びわ湖の日」の前後には県内全域で清掃活動が実施されるなど、「びわ湖の日」は琵琶湖への思いを共有し、環境を守る取組を行う象徴的な日になるよう、取組を進めています。

平成17年(2005年)には、前年に環境学習推進条例が制定されたことを受け、環境学習を推進するための拠点施設として「滋賀県環境学習支援センター」を開設しました。平成22年(2010年)に、琵琶湖博物館への移転に伴い「環境学習センター」に名称変更し、環境学習の場や機会づくり、コーディネート、情報提供などの中間支援に取り組んでいます。

令和3年(2021年)7月1日には「びわ湖の日」の40周年を迎え、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会の実現に向けた13の目標(ゴール)として"マザーレイクゴールズ(MLGs)"を策定しました。MLGsは琵琶湖版のSDGsであり、SDGsと地域・現場の取組の間におく目標です。琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するものと言えます。

また、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現に向けて、生物多様性基本法第13条に基づく滋賀県の生物多様性地域戦略として「生物多様性しが戦略2024~自然・人・社会の三方よし~」を2024年3月に策定しました。多様な主体と連携しながら社会・経済活動の基盤となる滋賀の生物多様性を守り、未来に引き継いでいくための取組を進める方針などを示しています。

滋賀県教育委員会では、各学校の実情に応じて、「学校運営協議会(地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域一体となって子どもを育むための取組)」と、「地域学校協働本部(幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生するための取組)」の一体的推進を促進しています。これにより、学校現場では、地域の方々とともに、地域の自然・環境をいかした学習や、地域の生物・自然環境の保全についての学習、ESDの観点から学びを深める学習など、各学校の実情に応じた様々な環境学習が展開されています。

2 滋賀県の環境学習をめぐる課題 ■

県では、これまで第四次滋賀県環境学習推進計画の「地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、『いのち』がつながる持続可能な社会づくり」という基本目標をもとに、持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進してきました。人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓発のための事業等に全庁的に取り組み、県民の環境保全行動実施率は過去5年間、8割前後の高い数値で推移しています。しかし、実施率を年代や地域別でみるとばらつきがあることや、環境学習に関わる各主体へのヒアリングから、環境学習の現場では依然として課題が残っていることがわかったため、第四次滋賀県環境学習推進計画の改定に際し、下記のように課題を整理しました。

(1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保

幼いころに原体験として自然や歴史、文化に触れることは、いのちの大切さや、自分と 地域社会のつながりに気が付く機会となる重要なものであると言えます。しかし、時代 や子どもたちを取り巻く環境の変化により、子どもたちの原体験も変化していると言わ れています。 特に、近年子どもたちの自然体験の機会が減少傾向にあると言われ、豊かな人間性や 自主性、体力・健康などの生きる力の基盤を育むために重要である自然体験の機会を確 保することは喫緊の課題であると言えます。

(2) 環境学習の担い手の育成

滋賀県では、琵琶湖の保全のために市民が立ち上がった「せっけん運動」の歴史などによって醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に行われてきましたが、後継者の育成や若い世代の参画が進んでいるとは言えず、人材の高齢化や参加者の固定化を解決するための担い手育成が課題です。

(3) 環境学習に関する情報の発信

県内各地では、行政やNPO、企業による多様な環境学習に関する活動が行われ、県民の方々が参加できる様々なイベントや学習講座が提供されています。しかし、それらは必ずしも必要とされている人の元まで届いているわけではなく、「環境学習に取り組むために何をしたらいいのかわからない」という声も聞かれるため、情報発信の頻度や方法に改善が求められます。

また、県内で取り組まれている優れた環境学習の事例を県外あるいは海外へ共有することで、滋賀県・琵琶湖の魅力発信や、ひいては県内の活動の活性化につながる効果が期待されますが、そうした共有の取組も現状、十分であるとは言えず、今後より積極的に取り組むことが求められます。

(4) 学校現場等への支援

学校現場等での教育活動では環境学習が位置付けられ、作成された教育計画等に沿って様々な取組が行われています。一方で、新たな取組を計画したり地域と連携したりしていくための時間や人員の確保に難しさがあります。子どもたちが身近な環境に触れ、環境保全について自ら考える学習の機会を十分に確保するため、学校現場、保育現場への外部からの支援が求められています。

(5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

経済的な豊かさや物質的な豊かさを重視する考え方から、人々の幸福や健康、生きがいまで含めて、すべてが満たされた状態を目指す考え方への転換が進んできています。 滋賀や琵琶湖の美しい景観、生物多様性、観光資源としての価値、人と自然の調和した暮らしなどを守ろうとする人の行動は、暮らしやすい・自分らしく生きられる滋賀県を守ることができ、人々が幸せに暮らす社会の実現につながります。そうした行動を促すため、持続可能な社会づくりを目指した環境学習が求められます。

1 基本理念

221

222

223

224

225

226227

228

229

230

231

232

233234235

236

237238

239

240

241

242

243

244245

246

247248

249250

251252

253254

255

256

257

258259

この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

環境学習の基本理念

- 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

(1) すべての県民が協働と連携により取り組む(条例第3条第1項)

滋賀県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりを目指さなければなりません。

(2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める(条例第3条第2項)

これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければなりません。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む(条例第3条第3項)

環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を 通じて、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

(4) 体験の重要性を認識する(条例第3条第4項)

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る感性が磨かれたり、日常生活の様々な場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするように、遊びや体験を通じた学習が重要であるということを認識して取り組まなければなりません。

- (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす(条例第3条第5項) 環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始め ることが重要です。身近な自然や人々との関わりから環境問題を考え、地域の自然・伝統 文化・歴史などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を 生かし、地域に根ざした取組を進めなければなりません。
 - (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ(条例第3条第6項) 地域における今日の環境問題は、気候変動をはじめ地球全体の問題とも密接に関わっ ていることから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠 組みを越えた地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を 持たなければなりません。

2 基本目標

本計画の基本目標を次のように定めます。

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、 自ら行動できる人育てと 人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

環境問題に国境はなく、一個人の行動や一地域での環境負荷が積み重なり、地球規模で影響を及ぼすことを考えると、自分の身近な環境だけでなく、地球環境に思いを馳せ、行動することが重要です。そして、一個人や一地域で行われた環境保全のための行動は、いずれ地球環境を守ること、改善することにつながります。

そのため、県は、まずは身近な自然や地域に愛着をもち、守ろうと自ら行動を起こす人を育てていかなくてはなりません。また、そうした人々の環境保全のための行動が継続されるような環境づくりに取り組んでいくことで、個人や地域による環境に良い行動が積み重なり、持続可能な社会づくりやウェルビーイングの実現につながると考えられます。美しい琵琶湖、豊かな自然環境が守られた持続可能な社会は、滋賀で暮らす人々の幸せを向上させることができると考えられるため、本計画では環境保全行動に取り組む人育てと、そうした人が活躍できる環境整備のための中間支援機能の充実・強化を進めることによる持続可能な社会づくり、ウェルビーイングの実現を推進します。

296 第4章 基本方針



297 1 基本方針 1

 第2章の現状と課題を踏まえ、本計画では、次の4つの事項を基本方針として整理します。

基本方針(1) 原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

基本方針(2) 課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

基本方針(3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する

基本方針(4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

(1) 原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

琵琶湖をはじめとする豊かな自然と、その自然を人々が守り育んできた歴史・文化を有する滋賀県は、環境について学習するための生きた教材の宝庫です。原体験としてそれらに触れることは、いのちの大切さや、自分と地域社会のつながり、地球環境とのつながりに気づき、ひいては地球規模の持続可能性に関わる問題を自分事としてとらえ、行動を起こすきっかけとなります。県では、原体験として身近な環境に触れる機会を確保するため、保育現場や学校現場での体験活動を提供するだけでなく、家庭や地域で取り組める体験活動を支援するための施策を進めます。

(2) 課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

国際的に問題視されている気候変動や生物多様性の損失は、私たちの食や文化など社会に与える影響が極めて大きく、県境・国境を越えて取り組まねばならない環境問題です。さらに、環境問題は自然、社会、経済、文化等のあらゆる分野と複雑に絡み合っており、相互に影響を受けるものです。環境問題の解決に効果的な学習を実施するためには、環境問題の学習だけでなく、食や農、産業、消費生活、健康など、暮らしを取り囲む様々な分野とのつながりを意識し、分野を越えて学習を進めていくことが大切です。

また、環境学習の指導者、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自然や先人の知恵、行事などに関する様々な情報などがしっかりとつながることも重要です。

あらゆる主体が手を取り合って環境問題の解決に取り組むことができるよう、県は、 環境分野以外の分野と関連付けた環境学習の実施や、様々な分野や情報、人的資源を体 系的につなぐために、環境学習に関連する情報や人材が集まる拠点づくりの強化を進め ます。

(3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する

持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつける人材(リーダー、活動者、ファシリテーターなどと呼ばれる)が重要な役割を果たします。

そうした人材の高齢化や参加者の固定化といった課題に対応するため、新しい人材の 育成や若い世代の参画を進める必要があります。県は、誰でも気軽に参加できる環境学 習の在り方の検討や、既に取り組んでいる方の活動の支援に取り組みます。

(4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら取組を発展させる

滋賀県では、1977年に琵琶湖に赤潮が発生したことを機に、美しい琵琶湖を取り戻そうと県民が「石けん運動」を起こした歴史をはじめとして、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など滋賀の自然環境の特性を活かした滋賀県ならではの環境学習に取り組んできました。「ニカラグア版UMINOKO」や国際連合で第一回世界湖沼会議が開会された日である8月27日が「世界湖沼の日」に策定されたことなど、滋賀県が過去から培ってきた琵琶湖の保全や環境学習の経験は、海外で徐々に評価されつつあります。このような外部からの評価により、県内の環境学習の取組がより活性化することが期待されます。また、県外あるいは海外へ滋賀県の取組を発信することに加えてそれらの地域の先進事例を参考にすることで、県内の取組を高めることができるでしょう。環境問題は地球規模の問題であることを踏まえ、県外や世界と手を取り合うべく、県は外部との情報共有をさらに強化していきます。

2 環境学習による持続可能な社会づくり -

計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていく ことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車(ギア)のようにかみ合って 回転する「ギアモデル」として表しています。

<注>本モデルにおいて「学ぶ」とは、自分で調べたり、体験したりすることにより、気付きを深めることをいう。

「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギアにおいては、「気づく」から「学ぶ」「考える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む(ギアが回る)とともに、行動がさらなる気づきや学びへとつながることが求められます(ギアが回り続ける)。また、サイクルの始点は常に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動への参加、自らの体験や学習活動の発信、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新たな気づきを得る機会は広く存在しています。

379 また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが 円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題 380 解決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」のギアは大きく、重いものであるかも 381 382 しれませんが、その周囲にある多くの「人育て」のギアが回転することで、大きく重い「社会 383 づくり」のギアも徐々に回転を始めることでしょう。

384 さらには、かみ合ったギアが相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、

385 逆にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わ 386

っていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

複雑かつ多様な環境問題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そし 387 388 て様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくもの 389 と考えます。

なお、「ギアモデル」では、「人育て」と「社会づくり」のギアがぶれることのないように、 中心にギアを支えるための軸が必要です。この軸とは、私たちの地域への愛着や地域に貢献し ようとする"近江の心"と言えるでしょう。"近江の心"とは、それぞれの地域で受け継がれ 大切にされてきた先人たちの心であり、琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心は、

自然の中での遊びや体験などによりさらに強くなっていくものです。 394

この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギアが円滑に回ることと、双方のギアが しっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

396 397 398

399

400 401

402

403

395

390

391

392 393

3 各主体に期待される活動 ■

本計画の目標の達成に向けて、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と 役割を自覚し、主体的に持続可能な社会やウェルビーイングの実現に向けた環境保全行動に取り 組むことを期待します。

また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携 のもとに展開する関連活動を支援していきます。

404 405

406

407 408

409

410

411

412 413

414

415

416

417 418

419

420

(1) 県民(個人・家庭)

自然の中での体験は、自然を大切にする気持ちを育み、自ら学び、考える探求心や環境 の変化に気づく力を高めることにつながることから、四季を通して普段から自然と関わ ることが大切です。

また、環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっ ており、私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第 一歩となります。県民一人ひとりが、食事や移動、買物、水や電気の使用、ごみ捨てなど の日常生活において、自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動を とることが求められます。

更に、近年はSNSの普及により、個人が社会に与えることができる影響が拡大してきま した。日頃の環境保全行動や家庭における環境学習がSNS上で共感を呼び、県内に留まら ない大きなムーブメントにつながる可能性を秘めており、一人ひとりの身近な取組が期 待されます。

特に10代後半~20代前半の若者は、小・中・高校の教育課程のもとでの学習が多かった 時期とは異なり、新たなコミュニティや社会とつながりを持ち、環境に配慮した個人の 生き方を選択したり、経済活動の一翼を担うようになります。これまでの学びの再構築

や新たな学び、活動を促すとともに、これまでの学びが実践的なものに深化することが 強く期待されます。

求められる活動の例

- 遊びや体験を通じて、湖や川、山などの自然と普段から触れあう。
- 地域の食材を選んで食べる、木でできた製品を使うなど、暮らしの中で自然の恵みを感じる。また、暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に 主体的に取り組む。

【コラム】ビワマスが還ってこられる川を再生しよう

琵琶湖固有種であるビワマスは、琵琶湖で育った後、秋季になると自らが生まれた 河川を遡上して産卵します。

野洲市を流れる家棟川やその支流では、かつて多くのビワマスが産卵のために遡上していましたが、その数を大きく減らしていました。そこで、市民、県、市、企業、専門家が協力し、産卵床・魚道・バーブ工設置などの「小さな自然再生」に取り組んでいます。中でも、遡上状況の確認などのビワマスの観察には、市民モニターが一役を担っており、散歩や通勤、通学の途中に川を見て、ビワマスのいる・いないを報告いただいています。取組の成果として、ビワマスが仮設の魚道を利用して遡上したことが確認されたため、現在では、県により常設の魚道が設置されています。

このような取組は、渋川や天野川など県内各地に広がって おり、自然環境の保全・再生、地域の防災力向上にもつなが る重要な環境教育の場になっています。

写真

【コラム】ファッションロスを減らそう

ファッションロスとは家庭や企業において、まだ着られる衣類が廃棄されることを言います。近年、ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業だと指摘されています。服一着をつくるためにも環境に対して様々な負荷がかかるにも関わらず、手放された衣類が再利用・再資源化される割合はごくわずかで、半数以上が可燃ごみとして処分されています。

ファッションロスを減らすことは地球環境への負荷を減らすことにつながります。 例えば、地域の方が着なくなった服を集めて循環させる会を開き、個人や家庭から何かできることがないか、取り組まれているケースもあります。一人ひとり、できることは様々です。まずは、衣類の買い方や、着なくなった衣類の行方について、一度家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか。

◎家庭で身近にできることの例

- ・今持っている服を長く大切に着る
- ・リユース(再利用)でファッションを楽しむ
- ・先のことを考えて買う
- ・作られ方をしっかり見る





関連サイト 環境省 HP

(2) NPO・地域団体等

464

465

466 467

468 469

470

471

県内では、自治会や子ども会、シニアクラブ、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改良区や森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体やNPOが、多様な環境保全活動を各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境問題の改善や解決を図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの活動をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携することで、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

求められる活動の例

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境問題に関する気づきを、行動へと移す機会を 県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他の NPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境 学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】竜王町コミュニティ・スクールの取組

地域と学校等との連携を深め、身近な自然や環境を学習教材として活用することが 重要です。ここでは、令和4年度に文部科学省大臣表彰を受けた、学校運営協議会と 竜王町立竜王西小学校の事例を紹介します。

竜王西小学校では、学校運営協議会(コミュニティ・スクール竜西小)が核となって、「ふるさと学習」を推進しています。「地域(ふるさと)を語れる子に、地域(ふるさと)を誇れる子になってほしい」という願いのもと、校歌に登場する「鏡山」「善光寺川」、「あえんぼの花」を教材とし、それぞれのプロジェクトに必要な地域の人を招集することで、学校と地域が連携協働しながら取り組んでいます。

身近な自然や環境を、学習する教材として活用することで、 地域の抱える課題解決につなげたり、地域への愛着心を育んだ りすることができます。また、地域と学校が協働して取り組む ことで、学校教育の活性化や、地域全体で子どもを育む機運の 醸成が期待できる取組です。

写真

472

473 474

475

476 477

478

(3) 学校等

学校などには、様々な主体と連携することによって、子どもたちが地域の資源(人材、歴史、生活文化、自然環境など)を感じ、学ぶためのより多くの場や機会を提供するとともに、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じ、子どもたち自身による問題の解決や発信など、主体性を伸ばす機会を増やしていくことが求められます。

特に、幼児期に遊びなどを通じて原体験として自然や歴史、文化に触れられるように、 幼稚園、保育所等においてより多くの体験活動の機会を提供することが求められます。

なお、本計画における「子どもたち」とは、幼児教育から20代前半の若者まで幅広い年齢層を含む言葉として使用しています。

求められる活動の例

- 幼稚園、保育所等において、自然の中で体験活動をする機会を提供する。
- 環境問題と日常生活との関わりの理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、 子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについて理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 複数の教科等に関連した多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模 の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も 地域での学習を継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 学年に応じた体系的な学習の中で、子どもたちに思考力、行動力、主体性、自己 発信力などが身につくよう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」 を意識する。
- 小学校における「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」それぞれの事前・事後 学習を充実させ、体系的な学習となるよう工夫する。
- 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上を図る。
- 環境学習の推進にあたって、他の学校やNPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境 学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】スクール ESD くさつプロジェクト

草津市では、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決に児童・生徒が主体的にかかわり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることをめざした「スクール ESD くさつプロジェクト」が市内小学校で実施されています。令和4、5年度はモデル校が3校指定され、ESD の視点に立った学習プログラムの開発と検証が行われました。令和6年度以降は全小中学校で ESD の視点に立った学習活動が開始され、令和12年度をゴールとし、持続可能な社会の創り手となる人材の育成、および地域の特性を活かした特色ある学校経営の活性化が目指されています。

スクール ESD くさつプロジェクトの紹介ホームページはこちら→

523 (4) 事業者

 事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組をCSR活動の中に組み込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に積極的に発信していくことが求められます。

求められる活動の例

- 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を 展開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
- 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、滋賀県の地域特性を 生かし環境と健康、福祉、観光などとを結びつけた新事業の創出に努める。
- 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
- 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NPO・地域団体、学校、行政、地域の環境 学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】自然共生サイトの認定

「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国に認定された区域のことです。令和5、6年度に認定された区域に加え、令和7年4月からは新法「地域生物多様性増進法」に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となります。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が「OECM (Other effective area-based conservation measures)」として国際データベースに登録されます。

県内でも認定箇所は増加傾向にあり、2025 年9月 16 日時点で 16 か所が自然共生サイトとして認定を受けています。このように多くの事業者が、CSR 活動や SDGs 達成などを意識しつつ、生物多様性の保全や環境学習の推進に取り組まれています。

写真

【コラム】生物多様性びわ湖ネットワーク

県内企業からなる「生物多様性びわ湖ネットワーク」は、滋賀県には約 100 種のトンボが生息していることから、トンボをテーマにした生物多様性保全活動「トンボ 100 大作戦」を展開し、全 100 種の確認調査、自社敷地内での保全、それらの活動の成果発表などを通じて、継続的な保全活動に取り組んでいます。

【生物多様性びわ湖ネットワーク構成企業】: 旭化成株式会社、積水樹脂株式会社、ダイハツ工業株式会社、株式会社ダイフク

566567568569

570

571

(5) 行政

行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、 環境学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり、活動に関する気運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率先して取り組むことが求められます。

求められる活動の例

- 森・川・里・湖が織りなす滋賀の豊かな自然に関わる体験活動などの取組を効果的に 情報発信し、県民等による環境への関わりを促進する。
- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境 学習に関する施策の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。
- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成や社会 づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県そして市町が適切な役割分担の もとで相互に情報交換・協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、 環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出会いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

【コラム】「やまのこ」事業を通じた森林環境学習の推進

森林環境学習「やまのこ」事業は、次代を担う児童が、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的としています。

具体的には、県内すべての小学4年生が、学校教育の一環として、県内9箇所の森林環境学習施設およびその周辺森林において、間伐体験や自然観察など様々な体験を行い、琵琶湖の水源である森林環境について学習します。

また、各施設の「やまのこ」プログラムを活用し、琵琶湖・淀川流域を含め県外の児童 や企業研修の受け入れを進め、様々な地域および世代の方々に対して森林環境学習を推進 します。



間伐体験の様子



森林散策の様子

【コラム】「しがこども体験学校」事業

県では「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、多くの大人が関わりながら、 地域社会全体で青少年の体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」 の取組を推進しています。

『しがこども体験学校』には、「ふれあい」、「くらし・創作」、「自然」、「里山・田んぼ」、「文化芸術・歴史」の5つのテーマに分けた、さまざまな体験プログラムを紹介しています。夏にチャレンジできるプログラムだけでなく、秋からチャレンジできるプログラム、家族やグループで申し込むプログラムなどの活動を紹介しています。

「エリア」や「きせつ」から体験プログラムを検索することができるので、ぜひ一度自分でやってみたい体験を探して、『しがこども体験学校』にチャレンジしてみてください! 「しがこども体験学校」のホームページ:

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html





【コラム】「琵琶湖システム」子ども向けプロモーション動画

持続可能な社会づくりに向けた環境教育の重要性が高まるなか、「森・里・湖(うみ) に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」(通称「琵琶湖システム」)が令和 4年7月に「世界農業遺産」に認定されたことを受け、県は、「琵琶湖システム」を 通じて滋賀県の農林水産業や食文化、環境等について学び、考えるための子ども向け プロモーション動画を作成しました(令和6年5月掲載)。

動画には「琵琶湖システム」オリジナルキャラクターが登場し、 関係者へのインタビューを通じて「琵琶湖システム」について分かり やすく解説しています。学習教材(デジタルブック)とも連動した 内容となっていますので、デジタルブックとあわせてぜひご覧ください。

動画掲載ホームページ URL:

https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/337018.html

学習教材(デジタルブック) URL:

https://uminoko.jp/ebook/biwako-system/#page=1



【コラム】「みずべのこ」事業

土木交通部では、湖岸や河川での環境学習や、水害や土砂 災害に備えるための出前講座の取組を進めており、令和6年 •**◇・みずべのこ・◇・**「みずべのこ」のロゴマーク

度から水辺での子ども向けの取組を「みずべのこ」と称して情報発信しています。

本事業は他部局とも連携を図って進めており、例えば、学習船うみのこに担当職員が同乗し、出前講座や学習指導状況の見学を実施します。

また、子どもが安全に水辺に近づく ことができるよう、環境学習や地域交 流などの活動を推進するために必要な 階段や斜路の設置などのハード整備も、 学校や市民団体と連携して実施します。



家棟川ビオトープ 自然観察会



滋賀けんせつみらいフェスタ バーブエづくり

【コラム】「THE シガパーク」事業

びわ湖の碧さに溶け込むような寛ぎの空間、豊かな自然が紡ぐ四季折々の風景、子どもたちが時間を 忘れる遊びの場など、滋賀県には、さまざまな特徴 のある魅力的な公園がたくさんあります。

県では、びわ湖を中心として滋賀県全体が一つの大きな公園となり、水と緑と人がつながった姿を「THE シガパーク」とし、滋賀県の公園の魅力向上に取り組んでいます。「THE シガパーク」の魅力をもっと知ってもらい、もっと楽しく使いやすくなるようにますますパワーアップさせていき、さらに、「THE シガパーク」の輪を広げていきます!
「THE シガパーク」ポータルサイト URL:

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseib
i/machizukuri/shigapark.html



【コラム】つなぐ「しが木育」

令和5年4月に『つなぐ「しが木育」指針』を策定しました。

しが木育は「子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれ あい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶 湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組」です。木育に関 する人づくりや魅力あるモノづくり、木に親しむ空間づくりを 進めています。令和7年度には、県立近江富士花緑公園に木育 施設「しがモック」がオープンしました。

地域の木を生活に取り入れ、積極的に利用することは森林資源の循環利用につながるため、地球温暖化の防止や森林の保全に貢献するほか、快適で健康な生活の実現に役立ちます。 しが木育を通じて、人と環境に優しい暮らしをはじめて みませんか。









「しがモック」オープニングセレモニーの様子と、施設で遊ぶ子どもたち

574 第5章 重点的な取組



575 第4章の「1 基本方針」のうち、本計画期間に特に次のことに力を入れて取り組みます。

576 1 環境学習の指導者・リーダー育成

- 577 第4章の「1 基本方針」の(1)~(3)で示したように、複雑な環境問題の解決に取り組む
- 578 ためには、人と地球のつながりを思い、多様な分野・世代・地域が協働して進めることが重要
- 579 です。そうした考えをもって環境学習に取り組み、人々に波及させることのできる指導者・リ
- 580 ーダーを育成することが求められています。一方で、第2章の2で述べたように環境学習の指
- 581 導者・リーダーが高齢化・固定化しているという課題があります。新たな人材の確保のほか、
- 582 現場での学びを重視した講習や活動の場の提供、関係者等とのつながり構築など、実際に社会
- 583 で活躍できるようになるための活動支援が必要です。

584 【県の取組例】

- 585 ○指導者・リーダー育成のための研修会の実施
- 586 ○県以外の団体(国、市町、NPO等)の指導者・リーダー研修会等の情報提供
- 587 ○活動者同士の交流を促す機会や活動の場の創出
- 588 ○県民の方へ向けたイベント等の情報発信の協力
- 589 ○環境学習の指導者・リーダーの活動情報や業務内容の発信

590 591

2 中間支援機能の充実・強化■

- 592 第4章の「1 基本方針」で示したことは、あらゆる主体の活動の支援や連携・交流の促進
- 593 を図ることで、より円滑に推し進めることができると考えられます。中間支援について、具体
- 594 的には次の5点が挙げられます。
- 595 (1) 人材育成および活用
- 596 (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- 597 (3) 場や機会づくり
- 598 (4) 情報の提供、普及啓発
- 599 (5) 連携・協力のしくみづくり

600

- 601 県では、環境学習を実践する主体に対して次のような支援等を行い、環境学習をより身近に
- 602 することで、県内の環境学習の活性化を図ります。

603 【県の取組例】

- 604 ○環境学習の担い手の活躍の場や交流の場づくり
- 605 ○環境学習の実践や参加に関する相談対応、専門家とのマッチング
- 606 ○環境学習の実践に用いる用具の貸出や購入の助成
- 607 ○環境学習に関する授業・講座への講師派遣
- 608 ○指導者・リーダーの活動情報、イベント開催情報の広報の協力
- 609 ○国や各種団体、企業等による助成制度の情報発信

610

611

613

614

615 616

617

です。

エコロしーが URL:

○国際会議等での事例共有

https://www.ecoloshiga.jp/

3 県内・県外との積極的な情報共有

ような手段や機会を活用して取組の共有を図ります。

○市町と連携したイベント等での取組の共有

○県内・県外の環境学習イベントの取材

○SNS、ホームページを活用したイベント・講座情報の発信

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634 635

【コラム】ニカラグア版UMINOKO

636

そんな状況を改善させようと、JICAニカラグア事務所は滋賀県の琵琶湖の開発や保全・ 再 生の経験に注目し、「BIWAKOタスクフォース」を立ち上げ、マナグア湖の環境改善に取り組み

始めました。その取組の一環として、滋賀県教育委員会(フローティングスクール)の協力 のもと、湖を就航しながら環境について学ぶ滋賀県のうみのこ事業を参考に、「ニカラグア版

UMINOKO」を開始しました。滋賀県の歴史あるうみのこ事業が国境を越え、地球環境の保全に 役立っています。

写真

【コラム】エコロしーが(環境学習情報発信ウェブサイト)

一度「エコロしーが」で検索してみてください。

皆さんは「エコロしーが」をご存知でしょうか?「エコロしーが」とは琵琶湖博物館環

環境学習のイベントや、無料で借りられる環境学習用具、助成金や作品募集の情報も掲

載しています。「環境について学んでみたいけど、何をしたらいいのかわからない」という

第4章の「1 基本方針」に沿って、滋賀県の環境学習の取組を県内、そして県外と積極的

中米のニカラグアの首都マナグアに位置するマナグア湖は、琵琶湖のおよそ2倍の大きさ の湖です。観光資源として開発が進められる一方で、不十分な排水処理による汚染水の流入 によって水質汚染が深刻化しており、地元の人たちも近づきたがらないほどのものでした。

に共有することは、環境学習を実践する主体同士の交流を生むきっかけとなったり、外部から の評価を得る機会を増やして活動をより活発化したりすることが期待できます。県では、次の

人や、「もっと詳しくなりたい」という人にもぴったりな情報が見つかるでしょう。

境学習センターが運営する、環境学習をもっと身近に感じてもらうための学習総合サイト

写真

4 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

誰もが自分らしく、幸せに生きられる滋賀県を実現するためには、今後はどのような環境 学習を推進していくべきでしょうか。第4章の「1 基本方針」に沿って、県は学識経験者や 環境学習の実践者、若い世代等との意見交換に取り組み、これからの滋賀をつくる環境学習や 環境保全行動の在り方を検討し、各種施策をブラッシュアップしていきます。

641642643

644 645

646

647

648

649 650

637

638

639 640

【コラム】マザーレイクフォーラムびわコミ会議(MLGsができるまで)

県では、平成24年から令和2年まで、琵琶湖の現状を様々な指標で把握・共有するとともに、テーマに分かれて課題や活動について話し合う「びわコミ会議」を開催してきました。会議の最後には全員が「コミットメント(約束)」を掲げることになっており、テーマ別に話し合った結果と合わせて、琵琶湖のために自分たちができること=「びわ湖との約束」を毎年バージョンアップしてきました。この、マザーレイクフォーラム10年の蓄積による「びわ湖との約束」が、MLGsの元となっているものです。

MLGsができるまでの取組: https://mlgs.shiga.jp/mlgs/past_activities

651 652

653

654

655

656

657

658 659

第6章 推進体制



1 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進。

県による環境学習の取組について、広く意見を聴きながら、現状や課題を踏まえて着実に、かつ、効果的に展開していくため、県民や民間団体、企業や学識者など環境学習に関わる多様な主体で構成される「環境学習等推進協議会」を設置しています。環境学習等推進協議会は、計画の改定に関する協議、計画の進行管理・連絡調整、琵琶湖博物館 環境学習センターの企画運営への意見や提言、支援等を行います。

660 661 662

663 664

665

666

2 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援■

琵琶湖博物館 環境学習センターは、環境学習を推進する拠点として、環境学習のサポート と情報提供などの中間支援を行うことを目的に設置されました。

環境学習の場づくりを担うリーダーの方々や環境に興味を持った方々のスキルアップやネットワークづくりなど、生活や身の回りの自然環境について気軽に話したり行動したりするきっかけになることを目指しています。

667 668

◆環境学習センターの業務の例

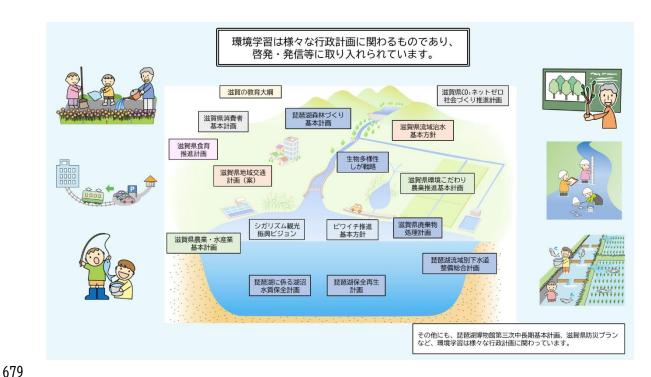
- ・環境学習に関するあらゆる相談対応
- ・講師の紹介
- ・環境学習に関する備品の貸出
- ・環境学習に取り組む人・団体のつながりをつくる交流会の実施
- ・環境学習の指導者向けの研修会の実施

貸出用具 の写真

3 分野横断的な施策の展開

環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画においても、環境に関わる普及啓発や人育でについての記載があります。持続可能な社会づくりに向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、 庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、 各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。



また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメントシステム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献します。

4 関係する主体との協働

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

697698699

700

701

695

696

(1) 県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

県は、県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、 淡海ネットワークセンターなど県域・市町域の中間支援組織と情報を共有しながら、取 組の特性に合わせた協力や連携を推進します。

702 703

704

(2) 市町との連携

705706707

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを 持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力し ながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

708 709

710 711 (3) 環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

712713

714

715

716

(4) 国や他の自治体との広域連携

県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

717 718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

【コラム】滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点

様々な主体が取り組まれている地域や社会の課題解決に関する学びや活動を推進する組織・団体等が「地域 ESD 活動推進拠点」として、「ESD 活動支援センター」により公表されています。滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点は令和6年度末時点で、3か所登録されています。

◆滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点(R6 年度末時点)

○NPO 法人愛のまちエコ倶楽部 (あいとうエコプラザ菜の花館)

URL: http://ai-eco.com/
○やまえこ(山内エコクラブ)

URL: https://yamaeco.net/
公益財団法人淡海環境保全財団

(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

URL: https://www.ohmi.or.jp/ ※動画による活動紹介はこちら

https://youtu.be/WSwSRAKOBcY?si=ymLLfl1PHCeYDhXy

○全国の地域 ESD 拠点リスト: https://esdcenter.jp/kyoten/#kinki

写真

736 第7章 進行管理



737 1 進行管理の考え方 -

738 県庁内の環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能 739 な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価に 740 より、計画の実施状況を把握します。

計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境(環境白書)」に掲載することで県民の皆さんへと公表します。

また、県内外の優良事例の収集に努め、「滋賀県環境学習等推進協議会」等での情報共有を 図り、その内容は県民の皆さんへ公表します。

746747748

749

750

741

742743

744

745

2 進行管理の指標 -

計画の進行管理のため、県の施策を次の6つに分類し、関連するアウトプット指標の推移を みていきます。そして環境学習の成果の示すアウトカムとして、県民の環境保全行動実施率を 用います。

751 752

753

755

- ◆アウトプット指標:6つの分類の関連指標(参加者数や参加者の満足度など)
- 754 (1) 人材育成および活用
 - (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- 756 (3) 場や機会づくり
- 757 (4) 情報の提供、普及啓発
- 758 (5) 連携・協力のしくみづくり
- 759 (6) 国際的な対応・協力
 - ※ 中間支援((1)~(5))に、「(6) 国際的な対応・協力」を追加しています。

760761762

◆アウトカム指標

・環境保全行動実施率

764 765

763

3 進行管理の手法 -

計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

766767768

769

770

771 772 (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価するため、その成果を示すアウトカム指標として、学習を実際に「行動」へと移した人の数を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。計画期間中の環境保全行動実施率の数値指標は80%以上とします。また、環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響を計る指標のひとつとして、県政世論調査等の「幸福度」の経年変化を活用します。さらに、行動変容を計る指標として、「1人1日当たりのごみの排出量」なども参考とします。

774 775

776 (2) 県の施策を6つに分類し、それぞれの関連する指標を抽出し、その推移から6つの分777 類別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。

(3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系(6分類)別に整理するとともに、各事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成果について自己評価を実施します。

また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をし、取組ごとの評価を行います。

